

労災保険制度について

令和8年2月

農林水産省
経営局就農・女性課

<制度概要>

労働者災害補償保険制度について

背景・趣旨

- 労災保険は、労働者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としているもの。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしているもの。

概要・仕組み

- 労働者災害補償保険法により、労働者を使用するすべての事業に適用。
- 費用は、原則として事業主の負担する保険料によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

〔主な保険給付〕

- 療養（補償）等給付・・・必要な療養を給付
- 休業（補償）等給付・・・休業1日につき給付基礎日額（※1）の60%を支給
- 障害（補償）等給付・・・障害が残った場合に年金又は一時金を支給
- 遺族（補償）等給付・・・遺族に対し年金又は一時金を支給

※2

※1：給付基礎日額・・・原則として、給付事由発生日以前の直近3か月の平均賃金

※2：上乗せとして、特別支給金が支給される場合があり、休業特別支給金では休業1日につき給付基礎日額の20%を支給

〔社会復帰促進等事業の概要〕

- 社会復帰促進事業・・・特定疾病アフターケアの実施、義肢・車いす等の支給等
- 被災労働者等援護事業・・・被災労働者に対する介護の実施、労災就学等援護費の支給等
- 安全衛生確保等事業・・・第三次産業労働災害防止対策支援事業、産業保険活動総合支援事業費補助金、未払賃金の立替払事業、働き方改革推進支援助成金等

基本データ

- | | | | |
|---------------|-------------------|------------|------------------|
| ○適用事業場数（労災のみ） | 約297万事業場（令和4年度末） | ○適用労働者数 | 約6,146万人（令和4年度末） |
| ○新規受給者数 | 777,426人（令和4年度） | ○年金受給者数 | 188,968人（令和4年度末） |
| ○保険料収入 | 8,908億円（令和4年度） | ○保険料収納率 | 98.9%（令和4年度） |
| ○保険給付等 | 8,023億円（令和4年度決算額） | ○社会復帰促進等事業 | 742億円（令和4年度決算額） |

労災保険の適用

適用を受ける事業

- 原則として、労働者を使用する全ての事業に適用される。

適用除外

- 国家公務員、地方公務員（現業の非常勤を除く。）は適用されない。

暫定任意適用事業

- 農業：個人経営で常時5人未満の労働者を使用する事業（一定の危険・有害作業を行う事業及び事業主が農業について特別加入している事業を除く）
- 林業：労働者を常時使用せず、かつ、年間使用延べ労働者数が300人未満の個人経営の事業
- 水産業：常時5人未満の労働者を使用する個人経営の事業であって、総トン数5トン未満の漁船によるもの又は災害発生のおそれが少ない河川、湖沼又は特定海面において主として操業するもの

農業従事者への労災保険の適用

○ 農業の場合、労働者に係る労災保険の適用の区分は以下。

	労働者:常時5人以上	労働者:常時5人未満
法人の事業	強制適用	強制適用
個人の事業	強制適用	原則として任意適用

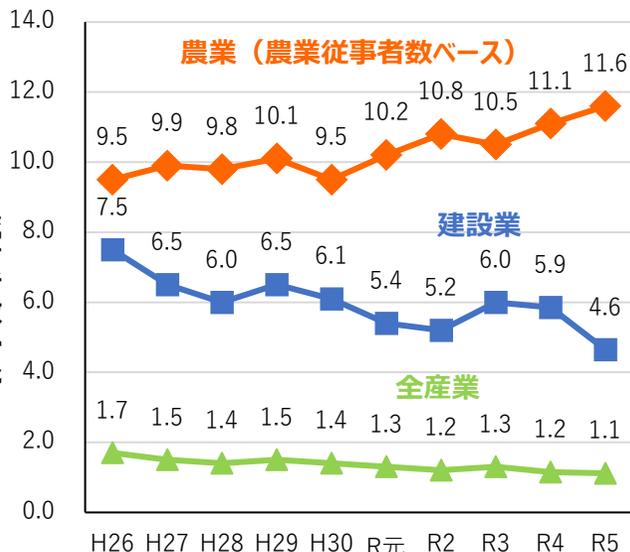
- 上記で「**原則として任意適用**」の事業（個人の事業であって、労働者数が常時5人未満の事業（暫定任意適用事業））であっても、以下いずれかに該当する場合は**強制適用**となる。
- ・労働者の過半数が労災保険の加入を希望する場合
 - ・事業主が特別加入する場合
 - ・一定の危険又は有害な作業を主として行う事業の場合

<農業の状況>

農業における労働災害の状況

- 農業における就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.6人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続。
- 死亡事故の要因は、農業機械に係る事故が約6割を占めるほか、熱中症、ほ場や高所からの転落等、多岐に渡る。
- 労働者数5人未満の小規模経営体においても、死亡事故等の労働災害が発生している状況。

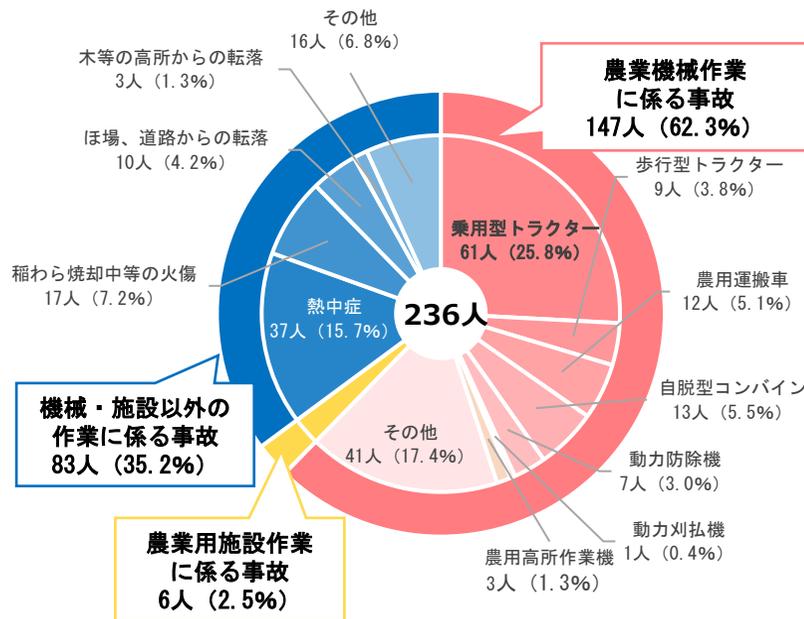
就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



資料：死亡者数 農業：農林水産省「農作業死亡事故調査」
他産業：厚生労働省「死亡災害報告」
就業者 農業：農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」
他産業：総務省「労働力調査」

注：就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

要因別の死亡事故発生状況（令和5年）



農業の労働災害発生件数（令和6年）

労働者数	労災発生件数（人）		死亡及び休業1か月以上の割合	
	うち死亡者数	うち1か月以上休業		
5人未満	576	12	353	63.4%
5人以上	2,236	11	1,253	56.5%

資料：労働者死傷病報告を基に集計・分析。

⇒ 暫定任意適用の対象となる事業者にも、労働者に対する災害補償責任があり、経営リスクへの備えが必要。

労災保険加入の重要性について① (リスク管理の観点)

- **事業者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合には、療養補償として必要な療養を行う等の災害補償責任を負っている。しかし、労災保険に基づいて補償を受けられる場合には、事業者は災害補償の責を免れる。**
- **暫定任意適用の対象となる事業者であっても、労災保険の加入申請をしておらず、労働者が業務上負傷し、疾病にかかり又は死亡等した場合には、労働基準法による災害補償の規定により、事業主が災害補償責任を果たす必要がある。**

労災保険未加入で、労働災害が発生した場合の負担の例

業務災害	死亡	障害	疾病	負傷
災害事例	<ul style="list-style-type: none"> ・農機の下敷となり死亡 ・作業中に熱中症となり死亡 	<ul style="list-style-type: none"> ・農機具に巻き込まれ片手の全指を切断 ・重機の騒音により両耳に重度の難聴 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業中に熱中症となり入院 ・農薬散布作業中に中毒症状を発症し入院 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械作業中に裂傷 ・収穫作業中に高所から転落し大腿部を骨折
労災保険補償例	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族補償(一時金) 約1,000万円 ・葬祭料 約60万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養補償(医療費) 約100万円 ・障害補償(一時金) 約670万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養補償(医療費) 約20万円 ・休業補償 約1.2万円 <p>※ 2日間程度の入院の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・療養補償(医療費) 約80万円 ・休業補償 約12万円 <p>※ 20日間程度の入院の場合</p>
労働者の負担	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の倒産等で求償ができない場合には、十分な補償が受けられない可能性 			

※本表における医療費等の額は、参考として一定の前提の下で農林水産省において試算したものであり、記載した業務災害が実際に発生した場合における額とは異なる点について留意が必要。
 ※本計算に当たっては、年齢40歳、月収30万円、年収400万円の従業員が被災したと仮定して農林水産省において試算。

労災保険加入の重要性について②（選ばれる職場作りの観点）

- 雇用就農者が就農前に重視した労働環境については、特に「安定した収入」、「労災保険への加入」等の割合が8割を超えている。
- スポットワークのアプリを運営している企業で、サービス利用の条件として「労災保険への加入」を義務付けている場合もある。

雇用就農前に重視した労働環境 (単位：%)

選択項目	重視する
所定労働時間が1日8時間以内、週40時間以内であること（繁閑はあるが、年間を通じて週40時間以内となっている場合も含む）	51.4
休憩時間について、労働時間が6時間以上の場合は45分以上、8時間以上の場合60分以上確保されていること	64.3
週1回以上、または4週間を通じて4日以上の日が確保されていること	77.5
週2日の休日確保されていること	51.5
労働環境等 時間外及び休日の労働について、所定の割増賃金が支払われること	69.6
休暇が取得しやすいこと	76.2
1ヶ月当たりの時間外及び休日の労働時間が45時間以内、かつ年間の時間外及び休日の労働時間が360時間以内であること	59.9
雇用保険の加入	84.1
労災保険の加入	83.4
健康保険の加入	83.6
厚生年金保険の加入	81.9
給与水準	77.9
安定した収入	85.2
人事評価による昇給	64.3

第5回検討会 有識者ヒアリング資料【抜粋】 (Kamakura Industries株式会社 様)

「dayworkを利用した生産者の変化」

■ 法令に準拠した雇用

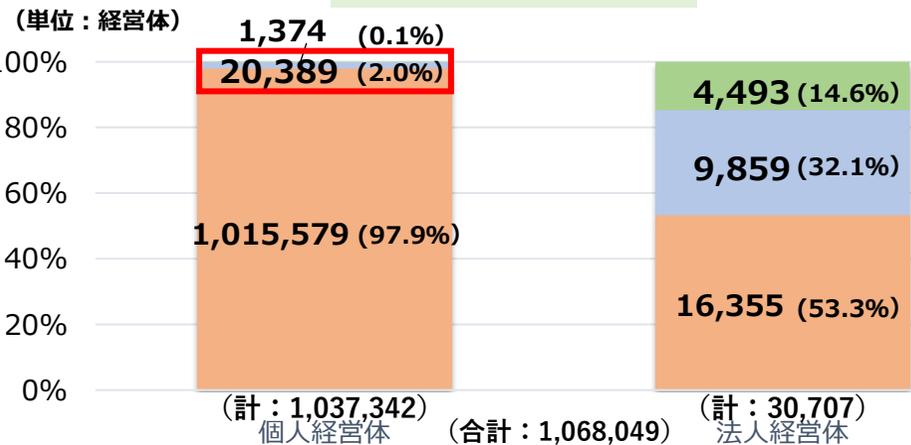
- ・労災保険への加入
- ・労働条件通知書の交付
- ・給与明細の交付
- ・源泉徴収票の交付

※dayworkはアプリ利用生産者に対し、労災保険加入、労働条件通知書の交付、条件の順守、農作業安全への配慮等を求めている。

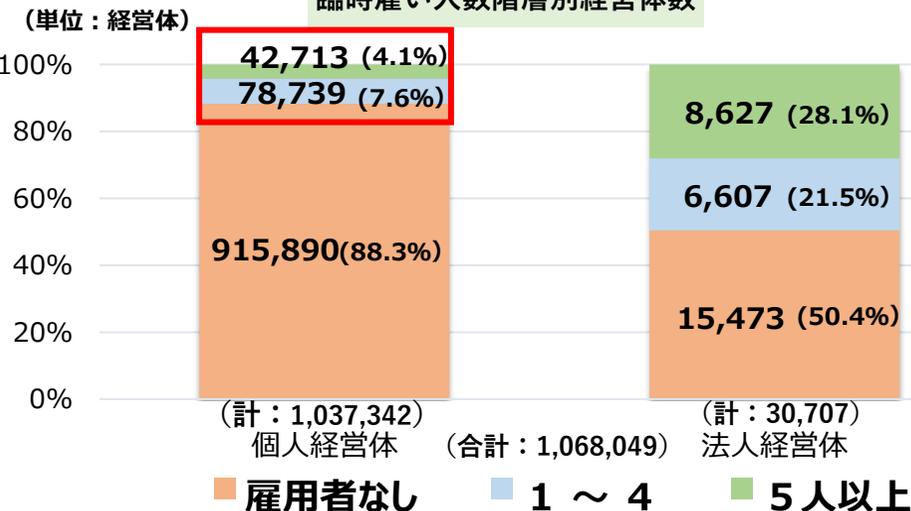
暫定任意適用を受けている経営体（加入推進の周知対象）について

- 農林業センサスによると、常雇いが1～4人の個人経営体は最大で約2万経営体（約2%）、臨時雇いが1人以上の個人経営体は約12万経営体（約11%）。
- 令和6年6月時点で、暫定任意適用を受けながら、任意で保険に加入しているのは約2.3万経営体。

常雇い人数階層別経営体数



臨時雇い人数階層別経営体数



＜農林業センサスにおける定義＞

常雇い：

あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で、主に農業経営のために雇った人をいう。

臨時雇い：

日雇い、季節雇いなど農業経営のために一時的に雇った人のことをいう。

手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

【参考】労災保険料の負担について（試算）

年間賃金	保険料負担額
20万円（注1）	2,600円
120万円（注2）	15,600円
300万円（注3）	39,000円

※ 農業の保険料率は1.3%

（注1）日当1万円で、農繁期1カ月（20日）働いた場合

（注2）月給20万円で、6か月働いた場合

（注3）月給20万円で通年雇用、賞与30万円×2回 の正社員の場合

<見直しに向けた状況>

労災保険制度の在り方に関する研究会

1 趣旨・目的

労災保険制度は、業務上の災害発生に際し、事業主の補償負担の緩和を図り、労働者に対する迅速かつ公正な保護を確保するために昭和22年に制定され、近年は、二次健康診断等給付の創設（平成12年改正）、複数就業者の増加等を踏まえた通勤災害保護制度の拡充（平成17年改正）、船員保険の被保険者を適用対象とする改正（平成19年改正）、複数業務要因災害に関する保険給付の創設（令和2年改正）等、それぞれの時期における社会的ニーズに対応した改正を重ねてきた。

一方、女性の労働参加の進展や更なる就労形態の多様化等、労災保険制度を取り巻く環境は常に変化を続けている。

このような状況を踏まえ、労災保険制度の現代的課題を包括的に検討することを目的に、「労災保険制度の在り方に関する研究会」を設置した。

2 構成員

- ◎ 小畑 史子（京都大学大学院人間・環境学研究科教授）
- 笠木 映里（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 小西 康之（明治大学法学部教授）
- 坂井 岳夫（同志社大学法学部教授）
- 酒井 正（法政大学経済学部教授）
- 地神 亮佑（大阪大学大学院法学研究科准教授）
- 中野 妙子（名古屋大学大学院法学研究科教授）
- 中益 陽子（亜細亜大学法学部教授）
- 水島 郁子（大阪大学大学院高等司法研究科教授）

〔◎座長〕

3 開催状況

- 令和6年12月24日 第1回 労災保険制度の在り方に係るフリーディスカッション（キックオフ）
- 令和7年2月4日 第2回 労災保険制度の在り方について（給付関係等）
→遺族（補償）等年金
災害補償請求権及び保険給付請求権に係る消滅時効
- 2月21日 第3回 労災保険制度の在り方について（給付関係等）
→遺族（補償）等年金 一生計維持要件
遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額
社会復帰促進等事業
- 3月12日 第4回 労災保険制度の在り方について（適用関係等）
→労災保険法の適用範囲（総論）
特別加入
家事使用人に係る災害補償・労災保険適用
暫定任意適用事業
- 4月4日 第5回 労災保険制度の在り方について（徴収関係等）
→メリット制
労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題
- 5月30日 第6回 労災保険制度の在り方について（給付・適用・徴収等関係）
→給付・適用・徴収等の個別論点のうち議論を深めていただきたい点
- 6月18日 第7回 労災保険制度の在り方について（給付・適用・徴収等関係）
→論点整理
- 7月29日 第8回 中間報告書とりまとめ

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書（抜粋）

3 暫定任意適用事業について

暫定任意適用事業である農林水産業への適用について

暫定任意適用事業については、労働実態を把握する手段も多様化していると考えられることや既に労災保険に加入している暫定任意適用事業をみても、重大事故が散見され、保護の必要性が高まっているといえることを踏まえれば、農林水産省とも連携の上、順次、強制適用に向けた検討を進めることが適当と考える。

ただし、その際、農林水産事業者の理解に加え、これまで適用上の課題とされてきた事業者の把握や、保険料の徴収上の課題がどの程度解決されつつあるのかの具体的な検証が必要であり、また、零細な事業主の事務負担の軽減等も十分に配慮する必要がある。この点、例えば、事業主と関係団体等との連携や協力の在り方等についての検討も含め、その実現可能性や実効性についても農林水産省の協力も得つつ、検討することが必要である。また、林業及び水産業についても農業と同様、課題の解決策を検証した上で検討を進める必要がある。

農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会

- 農業法人等が、人・農地の受け皿として将来にわたって発展していくためには、他産業と遜色のない雇用環境の整備が急務。
- 食料・農業・農村基本法に「農業の雇用に資する労働環境の整備」が明記されたことを受け、「農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会」を設置し、労働法制の在り方も含めた政策の在り方について検討を深めているところ。

委員（令和7年12月時点）

梅本 雅（座長） （株）ファーム・マネージメント・サポート 代表取締役
（元農研機構非常勤顧問）

生部 誠治 （一社）全国農業協同組合中央会
参事兼営農・担い手支援部長

笠木 映里 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

川口谷 仁 （公社）日本農業法人協会 副会長

佐藤 陽平 （一社）全国農業会議所 経営対策部長

鈴木 泰子 全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク 会長

中村 美紗 株式会社フルトリエ代表取締役

前田 彩花 全国農業青年クラブ連絡協議会 会長

開催状況

第1回（令和6年10月）

- ・ 農業をとりまく労働環境や他産業との比較、労働関係法制の現状整理等
- ・ 被用者保険制度の見直しの方向性

第2回（令和6年11月）

- ・ 被用者保険制度の論点整理（見直しの意義、経営への影響や事務負担など）
- ・ 暫定任意適用となっている労災保険制度の現状分析等

第3回（令和7年2月）

- ・ 暫定任意適用となっている雇用保険制度の現状分析等
- ・ 農業雇用の実態に係る統計データの研究・分析（有識者ヒアリング）

第4回（令和7年3月）

- ・ 雇用環境整備に取り組む農業経営者からのヒアリング

第5回（令和7年6月）

- ・ 農業の人材確保や労働環境の整備に関する有識者からのヒアリング

第6回（令和7年8月）

- ・ 被用者保険の改正内容報告
- ・ 労災保険制度における暫定任意適用に係る課題の洗い出し

第7回（令和7年12月）

- ・ 労働政策審議会（労災保険部会）における議論の報告
- ・ 労災保険の加入促進

暫定任意適用事業とされている農業を強制適用とすることについて

- 多数かつ全国に広く存在すると考えられる対象経営体に対し、労災保険の意義の理解、加入の要否の判断等に資するわかりやすい制度周知を行う必要。強制適用するに当たり課題とされていた経営体の把握等への対応や、新たに保険に加入することとなる経営体の事務負担の軽減など、厚生労働省及び農林水産省が連携して施行までに準備を進める必要。

(参考)「農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会」における主な意見について

1. 暫定任意適用事業について

- ▶ 強制適用に向けた検討を進めることについて、賛成である。
- ▶ 労働者の保護は産業間で差があってよいものではない。また、保険料負担よりも、労働災害が発生したときの経営者負担の軽減というメリットの方が大きい。

2. 農業経営体の把握・制度周知について

- ▶ 対象となる経営体を特定して個別に周知するのではなく、**農業経営体全般に対して周知が必要**。また、農業経営体だけでなく、働く側へのアプローチも必要。
- ▶ **地方行政・労働基準監督署等の公共機関やJA・全国農業会議所等の農業団体が果たす役割は非常に大きい**。厚生労働省、農林水産省とも様々な連携をして周知を図っていただきたい。
- ▶ 強制適用になったから加入するのではなく、自身の経営を守るために加入が必要なんだという、**農業者が納得できるアプローチが必要**。そのためには時間をかけてケアすべき。
- ▶ 農業の特殊性として、ゆい・手間替えや家族労働力など、契約関係の無い曖昧な形で労働提供がされることがある。そこを改めて、**労働者としての性格を明確にして進めていくことが必要**。

3. 事務負担の軽減について

- ▶ 加入に対する支援があると非常に効果的。社労士との連携等による**加入手続のバックアップへの公的な支援が必要**。それによって各地域の農協や農業委員会等も動きやすくなるのではないかと。
- ▶ **労務管理ソフトやオンライン申請の活用を進める**ことによって、事務負担を減らしていく取組も有効だと思う。
- ▶ 保険料算定時の事務を簡素化するため、**賃金台帳の整備も同時に推進**する必要。